

令和6年

～交通マナーアップいしかわ～

# 秋の全国交通安全運動

期間 9月21日(土)～9月30日(月)

9月30日(月)は「交通事故死**ゼロ**を目指す日」

運動の重点

- ◆反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- ◆夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- ◆自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

令和五年度交通安全ポスターコンクール小学校高学年の部 最優秀賞  
 津幡町立条南小学校六年(入賞当時) 池島 瑠衣さんの作品



令和6年4月1日から  
**自転車保険  
 加入義務化**

万が一の事故に備えて必ず保険に入りましょう。

- ヘルメットをかぶりましょう
- 点検整備を行いましょよう
- 交通ルールを守りましょよう



石川県自転車条例HP

石川県・石川県交通安全推進協議会

お問い合わせ／石川県生活環境部生活安全課 (電話 076-225-1387)

## 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

### 挙げる手を やさしく見守る 横断歩道

- 夕暮れ・夜間の外出時は、明るい色の服装を心掛け、反射材用品等を着用しましょう。
- 歩行者は、手を上げるなど、ドライバーに対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断しましょう。横断中も周りに気を付けましょう。
- 道路の斜め横断や通過車両の直前直後の横断は、大変危険ですので絶対にやめましょう。
- ドライバーは、通学路等ではスピードを落とすなどして、急な飛び出しに注意しましょう。



## 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

### 反射材 光って気づいて 事故防止

- 暗くなる前から早めにライトをつけましょう。また、対向車や先行車がない場合はハイビームを上手に活用しましょう。
- 飲酒運転・妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の悪質性・危険性を認識し、絶対に許さない社会環境をつくりましょう。  
※「二日酔い」でも飲酒運転になります。



石川県飲酒運転根絶条例HP

## 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

### 身につけよう 交通ルールと ヘルメット

- ヘルメットを正しく着用しましょう。
- 自転車が原因となる高額賠償事故が発生しています。万が一の事故に備えて、保険に加入しましょう。  
※令和6年4月1日から保険加入が義務となりました。
- 二人乗り、並進、無灯火、スマートフォン・イヤホン使用等の危険な運転はやめましょう。
- 特定小型原動機付自転車利用者は、交通ルールを理解し遵守しましょう。  
※特定小型原動機付自転車については右記二次元コード参照



警察庁HP

#### 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

### 石川県交通事故相談【総合窓口 (076) 225-1690】

損害賠償の算定や保険金の請求方法、過失の程度について、専門の相談員が無料で交通事故相談に応じています。弁護士による無料相談日も設けておりますので、お気軽にご相談ください。(土・日・祝日・年末年始を除く)

- 石川県庁相談コーナー 相談時間 9時～17時
- 奥能登行政センター相談コーナー 相談時間 13時～15時(事前予約制)